

鳥栖市発注工事における現場代理人の取扱い（令和 7 年 9 月 3 0 日適用）

鳥栖市が発注する建設工事に係る請負契約の的確な履行を確保するため、市が発注する建設工事に設置される現場代理人について必要な事項を定める。

1 現場代理人の要件

- (1) 現場代理人は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）で設置を義務付けるものではなく、契約に基づき設置されているもので、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更や契約の解除等を除く。）を処理するものとして工事現場に置かれる受注者の代理人のことをいう。
- (2) 現場代理人には、必要な資格要件はないが、受注者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。

2 現場代理人の設置

- (1) 受注者は、鳥栖市工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する現場代理人を工事現場に設置しなければならない。
- (2) 現場代理人は、請負契約ごとに 1 名とする。
- (3) 現場代理人は、発注者の承諾を得て交代することができる。
- (4) 現場代理人は、工事現場に常駐しなければならない。ただし、下記 3 に規定する期間及び 4 により兼任を認められたときを除く。この場合の常駐とは、工事現場稼働中は、常に現場又は現場事務所に滞在することをいう。

3 常駐を要しないこととすることができる期間

契約書第 10 条第 3 項に規定する現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができる期間は、次のとおりとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 契約書第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁の建設、ポンプ施設の建設、水門の設置その他の工事について、工場その他の施設においてこれらの部品等の製造のみが行われている期間
- (4) (1)から(3)に掲げる期間のほか、工事現場において作業が行われていない期間

4 他の工事の現場代理人との兼任を認める要件

契約書第 10 条第 3 項の規定に基づく現場代理人の他の工事の現場代理人との兼任を認めるに当たっては、工種の限定は行わない。また、現場代理人は、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができ、発注者又は監督員が求めた場合には、当該工

事現場に速やかに向かう等の対応を行うことが求められる。

その他の要件は、次のとおりとする。

- (1) 兼任できる工事等（工事及び建設関連維持管理業務委託をいう。以下同じ。）は、3件までとする。ただし、建設関連維持管理業務委託同士のみを兼任する場合は、件数に制限はない。
- (2) 兼任できる工事等は、原則として鳥栖市発注工事等とする。ただし、佐賀県の工事等において、佐賀県が現場代理人の兼任を認める場合は、鳥栖市工事等と佐賀県工事等を兼任することができるものとする。
- (3) 兼任する工事等は、原則鳥栖市内とする。ただし、佐賀県の工事等は、東部土木事務所管内のうち、再編前の旧鳥栖土木事務所管内とする。
- (4) 兼任する工事等の請負金額等（工事請負金額及び建設関連維持管理業務委託金額をいう。）の合計は、当初契約額（消費税込）で9,000万未満とする。ただし、次の工事を含まないものであること。
 - ア 現場代理人が主任技術者を兼任する工事で主任技術者の専任を要するもの
 - イ 現場代理人が監理技術者を兼任する工事
- (5) 上記によっても、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではない。

5 他の工事の現場代理人との兼任の手続き

現場代理人が他の工事の現場代理人と兼任する場合には、契約時に提出する「現場代理人等届出書」と同時に、別紙「現場代理人兼任届出書」を兼任する全ての工事等の発注者に提出すること。

6 当該工事の主任（監理）技術者との兼任を認める要件

- (1) 現場代理人は、当該工事の主任（監理）技術者を兼ねることができる。

この場合は、建設業法第26条に定める主任（監理）技術者の資格要件を満たさなければならない。
- (2) 現場代理人が当該工事の主任（監理）技術者を兼任している場合において、現場代理人については、発注者の承諾を得て工事途中に交代することができるが、主任（監理）技術者の交代については、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル（最新版）」の『監理技術者等の途中交代』の要件によるものとする。

7 その他の注意事項

（受注者の責任）

- (1) 受注者が、現場代理人を兼任させる場合は、受注者自らの責任により行うものとする。

（現場代理人の兼任に伴う諸経費調整）
- (2) 現場代理人を兼任したことに伴う、諸経費調整は行わない。

(記載内容の虚偽)

- (3) 提出された「現場代理人等届出書」又は「現場代理人兼任届出書」の記載内容に虚偽があつた場合は、指名停止措置等を行う。

(令和7年9月8日通知)

この取扱いは、令和7年9月30日から適用する。